**「農振除外申出から県了承及び同意」までの流れ　　　令和３年２月改訂**

**※**申出期間が始まる前に必ず書類による事前相談（協議）をしてください。また、他法令等の見込みを担当課（担当者）において確認できない場合や書類に不備等がある場合は、受付をすることができませんのでご注意ください。

1. 申出書の提出・・・【申出期間】　２月、５月、８月、１１月の１日から１５日まで

ただし１５日が休庁日の場合はそれより前の開庁日まで

　　　※申出前に最新の申出様式であるかどうかを確認してください。

②　農業振興地域整備対策班による書類審査及び現地調査等・・・２月、５月、８月、１１月

③　関係機関等に意見聴取（農業委員会、農協、愛知用水）・・・３月、６月、９月、１２月の月初め

④　農業委員会現地調査及び総会・・・３月、６月、９月、１２月の２０日頃

⑤　県と市との事前調整・・・４月、７月、１０月、１月

⑥　県農振対策班会議・・・４月、７月、１０月、１月の月末に開催

⑦　県からの事前調整の回答・・・５月、８月、１１月、２月の中旬頃

⑧　市から申出者に通知・・・農地法等他法令許認可申請手続きを進めるよう通知

⑨　公告・・・【縦覧】　３０日間　　【異議申出期間】　１５日間

⑩　市から県に協議申出・・・異議申出が無い場合期間終了後

⑪　県の同意

⑫　公告・・・７月、１０月、１月、４月の中旬頃

※　市民から意見や異議申出がない場合は概ねこのような流れになります。

※　意見や異議申出があった場合は、その案件だけでなく受付をした案件全てが遅れます。

* 申出書を受付したあとで、書類の不備のあるもの、他法令等の見込みのないもの、他部門他機関との調整不足のもの等については申出書の取下げをお願いします。なお開発面積が**3,000㎡以上**又は計画戸数が20戸以上の開発行為の場合は、市の土地利用対策会議の審議を経る必要がありますので、事前にご相談ください。**10,000㎡**を超える開発をする場合は県の地区土地利用調整会議に諮り、協議をして下さい。土地利用対策会議等の協議は申出前にし、了承を得てください。
* 申出をする場合は、**受付期間の前月末までに**必ず事前相談をし、提出書類の内容について調整等を完了してください。書類が揃った申出書について、受付期間中に受付を行います。
* 除外後１年を過ぎても着手しない場合は、緊急性・必要性がなかったものとして農用地編入します。
* 変更申出地が土地改良工区内の場合には、別添「土地改良工区内において農振除外する際の遵守事項について」を遵守してもらいます。

**農用地利用計画変更申出書受付表**

　　　　年　　月　　日

申出者氏名：

変更目的：

※提出部数　正副　２部

※副は回覧用に使用します。図面（カラーのもの）以外はコピーで可能です。

**★添付書類（番号順に綴ること）**

　□　１　**農用地利用計画変更申出書**（申出前に最新の様式を確認すること。）

　□　２　**別紙１～別紙４、別紙４資料**（別紙１は申出地の筆数が多い場合又は、申出地と一体的使用する農

用地以外の土地がある場合のみ。）

　□　３　除外する土地の**位置図**

　□　４　除外する土地の**公図**

　□　５　除外する土地の**登記事項証明書（全部事項証明書）**（３か月以内）

　□　６　事業計画にかかる建物等の**配置計画図、平面図、立面図等**

　□　７　**縦横断面図（造成計画縦横断図）**（造成を行う場合のみ。）

□　８　排水計画等公害防止措置を表した図面（**排水計画図**）（配置計画図に記載も可。）

　□　９　**代替候補地の位置関係が把握できる位置図**

□　10　**所有地全部（市外の所有地も含む。）の位置関係が把握できる位置図**

　□　11　**固定資産評価証明書（名寄帳兼課税台帳）の写し（市外の所有地も含む。）又は無資産**

**証明書**

　□　12　**住民票の写し**（住宅の場合のみ。）

　□　13　**戸籍全部事項証明書又は戸籍個人事項証明書**（住宅の場合のみ。）

　□　14　**農家証明の写し**（農家住宅の場合のみ。）

　□　15　**誓約書**

　□　16　除外する土地の**土地所有者の同意書**（申出者と所有者が違う場合のみ。）

□　17　除外する土地の**使用収益権の同意書**（小作権等所有権以外に権利が設定されている場合のみ。）

　□　18　**隣接農地所有者（耕作者）の同意書**（申出地の隣接地に農地（原則、登記簿地目「田」「畑」）がある場合のみ。）

　□　19　**土地改良区工区長の同意書、土地改良工区内において農振除外する際の遵守事項について**（土地改良工区内の場合のみ。）

□　20　**委任状**（行政書士などに申請を委任する場合のみ。）

　□　21　**事業（営業）計画書**（申出者が事業者の場合のみ。）

　□　22　事業者の**登記事項証明書（履歴事項全部証明書）**（申出地を事業用に供する場合のみ。）

□　23　**駐車場の必要台数の別紙根拠資料**（市農政課が必要と求める場合のみ。）

□　24　**営農計画書**（農家住宅の場合に市農政課が必要と求める場合のみ。）

**★書類提出者連絡先**

　　氏　　 名：

　　電話・FAX：

携　　 帯：

（農用地区域除外用）

農用地利用計画変更申出書

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　　月　　　日

大　府　市　長　殿

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　申出者　住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（名称及び代表者の氏名）

下記のため、農用地区域を除外する変更をしてください。

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| １．  除外する　土　　　地 | 土地の所在地番 | | 地目 | | 面　　積 | | 指定された用途 | | 土地の所有者・　使用収益権者 |
| 登記簿 | 現況 |
|  | |  |  | ㎡ | |  | |  |
| 合　計 | | | | ㎡ | |  | | |
| ２．  除外の目的及び除外の必　要　性 | 別紙２のとおり | | | | | | | | |
| ３．  事業計画 | 別紙３のとおり | | | | | | | | |
| ４．  当該土地の選定理由 | 別紙４のとおり | | | | | | | | |
| ５．  農業生産基盤整備事業の実施状況 | 事　業　名 | 愛知用水二期事業 | | | |  | | | |
| 地 　区 　名 |  | | | |  | | | |
| 事業主体 | 独立行政法人水資源機構 | | | |  | | | |
| 受益面積 | 15,012ha | | | |  | | | |
| 事業完了年度 | 平成16年度 | | | |  | | | |
| その他 |  | | | |  | | | |
| ６．担い手の営農状況 | ※当該土地の使用収益権者のうち担い手の有無  ※担い手がいる場合の当該土地に係る営農状況と除外後の影響 | | | | | | | | |
| ７．  その他必要な事項 | ※着工予定：令和　　年　　月  ※土地所有者の経営面積：【氏名】　　　　　　　【除外前面積】　　　　㎡【除外後面積】　　　㎡  ※耕作者の経営面積：【氏名】　　　　　　　【除外前面積】　　　　㎡【除外後面積】　　　㎡ | | | | | | | | |
| 連絡先（行政書士等） |  | | | | | | | 電話 | |

**［農用地利用計画変更申出書の書き方］**

１．「１．除外する土地」は、除外の面積が当該用途に供するために通常必要とされる面積等から見て

過大ではないこと。また、一筆の一部のみ除外する場合は、残る農地に維持管理機材等の進入路を

確保し、農地の維持管理が可能な形状とするように十分に配慮して分筆すること。

・一筆ずつ記載する。土地が複数筆の場合、「面積」欄には合計面積も記載すること。

・土地の所有者と使用収益権者が異なる場合は、使用収益権者も確認して記載すること。  
・一筆の一部のみ除外する場合は除外面積を内書きすること。この場合、農地転用の際の転用面積と

同じ面積とすること。

　　（例）「土地の所在地番」○○町△丁目□番のうち　　「面積」○㎡のうち△㎡

　・筆数が多い場合又は、申出地と一体的に使用する農用地以外の土地がある場合は「別紙１のとおり」

と記載し、別紙１を作成すること。

　・申出地と一体的に使用する農用地以外の土地がある場合は、その土地を別紙１に申出地と区分し、

「申出地と一体的に使用する土地」として記入すること。

２．「２．除外の目的及び除外の必要性」は、不要不急の用途に供するためではないことを確認した上

で、別紙２を作成すること。

・「（１）除外の目的」は、「農家の分家住宅」、「店舗」、「駐車場」等の用途を単語で簡潔に記

載すること。

・「（２）除外の必要性」は、今回の除外の申し出に至った経緯・要因・規模の根拠を具体的に分か

りやすく記載すること。事業を営む場合は、「事業の内容（店舗の場合は店舗名も記載すること。）」

も最初に記載すること。

・「規模の根拠」は、除外の面積が当該用途に供するために通常必要とされる面積等から見て過大で

はないことを証明するために数的根拠を含めて具体的に記載すること。

・既存施設を拡張する場合は、現状の規模と拡張後の規模を明示し、拡張の妥当性を分かりやすく記

載すること。合わせて現状と拡張後の変化を示す図面を添付すること。

・駐車場を設ける場合は、使用者の人数、用途別（従業員用、来客用等）の台数、台数を算定した数

的根拠を具体的に記載すること。車検証の写し等の提出を求める場合もあります。

　・選定場所の根拠については、「４．当該土地の選定理由」に記載すること。

３．「３．事業計画」は、他法令等の許認可等の見込みがあることを確認した上で、別紙３を作成する

こと。

・「（１）建物」は、建築物の用途と構造、建築面積を記載すること。

・「（２）工作物（構築物）」は、擁壁等の建築物にあたらないものを記載すること。

・「（３）その他」は、合併処理浄化槽、駐車場を設ける際は記載すること。

（例）「合併処理浄化槽（○人槽）」、「駐車場〇台（△△用〇台、□□用○台：☆☆舗装）

　・事業実施に伴い、公害環境汚染等の防止に関する取組を行う場合は記載すること。

・「他法令の見込みの確認状況」は、別紙３に書かれている各法令について、許認可等が必要かどう

かの確認及び許認可等の見込みの確認を行い、誰に、いつ、何を確認したかを記載すること。

４．「４．当該土地の選定理由」は、農用地区域外の土地に当該用途に供するための可能な土地が無い

ことを確認した上で、別紙４を作成すること。

・別紙４の記載例を参考とし、「（１）選定方針」～「（６）当該選定地を候補とした理由」の各項

目を具体的に記載すること。

　・どのような用途であっても必ず「（４）他の市街化内で候補にした場所及び（５）他の市街化調整

区域の白地（農振白地）で候補にした場所」（以降「代替候補地」という。）を検討すること。（農

家の分家住宅で、自己所有地や親族の所有地に市街化区域や白地の土地が無い場合や、事業所で駐

車場を拡張する場合等も例外ではない。）

・原則、代替候補地には市街化区域、農振白地それぞれ１か所以上を選定すること。面積は、申出地

と同規模の面積とすること。位置図で確認できるように、代替候補地ごとに番号を付けること。

・次の土地は代替候補地にはできない。「農振農用地」「既に建築物がある土地」

・代替候補地が使用できない理由として次の理由は挙げることができない。「金額の折り合いがつかなかった。」

・他に自己所有地（住宅の場合は、親や配偶者等の所有地も含む）があるときは別紙４資料を作成し、

所有地全部（市外の所有地も含む）の利用状況を記載すること。

５．「５．農業生産基盤整備事業の実施状況」は、当該土地が農業生産基盤整備事業区域内かどうかを

市農政課で確認した上で記載すること。

　・愛知用水土地改良区に当該土地が受益地等では無いことを確認した場合は、「愛知用水二期事業」

の記載は不要。

６　「６．担い手の営農状況」は、担い手の有無と担い手への影響について記載すること。

・担い手とは、認定農業者、特定農業法人及び特定農業団体のほか、市が効率的かつ安定的な農業経

営者と認める者をいう。

・利用権集積設定地等であれば、耕作者の営農継続について十分な調整を行った上で適切な手続きを

　行うこと。

７．「７．その他必要な事項」は、着工予定等を記載すること。

・土地所有者及び耕作者の経営面積は、それぞれに聞き取った内容を記載すること。

・農家住宅の場合はその経営規模、家族構成を、分家住宅の場合は土地所有者との続柄・家族構成を

明記すること。

**〔添付書類の注意事項〕**

|  |  |
| --- | --- |
|  | 除外する土地の**位置図**（１／2,500程度）  ※申出地を朱塗明示し、「申出地」と記載すること。事業所の場合の本社、農家の分家住宅の場合の本家住宅なども合わせて記載すること。 |
|  | 除外する土地の**公図**  ※申出地を朱塗明示し、「申出地」と記載すること。**隣接地の所有者、地番、地目及び面積**を記載すること、また分筆する場合は分筆予定線を図示し、「分筆予定線」と記載すること。分筆して利用する場合は、予定面積計算の根拠（面積、位置）を確定し、**農地転用の際の転用面積と同じ面積とすること**。 |
|  | 除外する土地の**登記事項証明書（全部事項証明書）（３か月以内）** |
|  | 事業計画にかかる建物等の**配置計画図**（１／500～１／2,000程度。平面図・立面図等も含む。）  ※水道管、下水道管及びガス管等も図示すること。**現地を確認し確定図面とすること。現況と計画図のように必要性が一目でわかるような図面とすること。**  ※既存施設を拡張する場合は、**現状と拡張後の変化を示す図面も合わせて作成すること。** |
|  | **縦横断面図（造成計画縦横断図）**（造成を行う場合のみ。）  ※地盤面の現況高及び転用後の計画高を明記すること。 |
|  | 排水計画等公害防止措置を表した図面**（排水計画図）**（１／500～１／2,000程度）  ※汚水・雨水の排水経路を図示すること。配置計画図に記載することも可。  ※土留め、擁壁の位置・構造等、隣接地に対する被害防除方法を明記すること。 |
|  | **代替候補地の位置関係が把握できる位置図**  ※別紙４「４．当該土地の選定理由」で候補に挙げた代替候補地に番号を付けて図示すること。  ※申出地及び代替候補地の位置関係を原則１枚で表すこと。 |
|  | **所有地全部（市外の所有地も含む。）の位置関係が把握できる位置図**（１／2,500程度）  ※別紙４資料「自己所有地等の状況」で記載した土地に番号を付けて図示すること。 |
|  | **固定資産評価証明書（名寄帳兼課税台帳）の写し（市外の所有地も含む）又は無資産証明書**  ※住宅の場合は、親や配偶者の証明書も添付すること。 |
|  | **住民票の写し**（住宅の場合のみ。住宅に住む予定者全員が記載されているもの。） |
|  | **戸籍全部事項証明書又は戸籍個人事項証明書**（住宅の場合のみ。土地所有者と申出者の続柄を証明するもの。） |
|  | **農家証明の写し**（農家住宅の場合のみ。農家資格の確認をするもの。） |
|  | **誓約書** |
|  | 除外する土地の**土地所有者の同意書**（申出者と所有者が違う場合のみ。） |
|  | 除外する土地の**使用収益権者の同意書**（小作権等の所有権以外に権利が設定されている場合のみ。） |
|  | **隣接農地所有者(耕作者)の同意書**（申出地の隣接地に農地（登記簿地目「田」「畑」）がある場合のみ。）**※小作権等の所有権以外に権利が設定されている場合は、耕作者にも同意を得ること。** |
|  | **土地改良区工区長の同意書、土地改良工区内において農振除外する際の遵守事項について**（土地改良工区内の場合のみ。）  ※「土地改良工区内において農振除外する際の遵守事項について」を２部作成すること。**１部は土地改良区工区長に渡し、確認してもらってから、「土地改良区工区長の同意書」に押印をもらうこと。** |
|  | **委任状**（行政書士などに申請を委任する場合のみ。） |
|  | **事業(営業)計画書**（申出者が事業者の場合のみ。）  ※市建設指導担当課に提出する資料を参考に作成すること。他法令許可、開業等見込み、所要資金の資金計画、事業に必要な資格等、除外後１年以内に着工できること、除外後３年以内に拡張を目的とした除外を行わないことを確認する。 |
|  | 事業者の**登記事項証明書（履歴事項全部証明書）**（申出地を事業用に供する場合のみ。） |
|  | **駐車場の必要台数の別紙根拠資料**（市農政課が必要と求める場合のみ。）  ※必要台数の根拠となる計算書及び駐車する車の情報（車両ナンバー一覧、車検証の写し等） |
|  | **営農計画書**（農家住宅の場合に、市農政課が必要と求める場合のみ。）  ※任意様式で、営農者、作物、耕作地、従事日数、所有耕作機械・設備等、現在の営農状況と今後の営農計画を作成すること。 |

（別紙１）

1. 除外する土地

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 土地の所在地番 | 地　　　　　目 | | 面　　積  （㎡） | 指定され  た用途 | 土地の所有者  使用収益権者 |
| 登記簿 | 現　況 |
|  |  |  |  |  |  |
| 合計 | | |  |  | |

※農用地利用計画変更申出書に記載しきれない場合又は、申出地と一体的に使用する農用地以外の土地がある場合に作成する。

（別紙２）

1. 除外の目的及び除外の必要性

（１）除外の目的**（「農家の分家住宅」、「店舗」、「駐車場」等簡潔に記載すること。）**

（２）除外の必要性**（具体的に記載すること。）**

■事業の内容**（事業を営む場合のみ。店舗の場合は店舗名も記載すること。）**

■今回の除外の申し出に至った経緯・要因

■規模の根拠

**※通常必要とされる面積等から見て過大ではないことを証明するために数的根拠を含めて具体的に記**

**載すること。**

**※既存施設を拡張する場合は、現状の規模と拡張後の規模を明示し、拡張の妥当性を分かりやすく記載**

**すること。**

**※駐車場を設ける場合は、使用者の人数、用途別（従業員用、来客用等）の台数、台数を算定した数的**

**根拠を具体的に記載すること。**

**※選定場所の根拠については、「４．当該土地の選定理由」に記載すること。**

（別紙３）

３.事業計画

1. 建物（用途、構造、建築面積）
2. 工作物（構築物）　**※擁壁等の建築物にあたらないもの**
3. その他

・合併処理浄化槽（○人槽）

・駐車場〇台（△△用〇台、□□用○台：☆☆舗装）

**※事業実施に伴い、公害環境汚染等の防止に関する取組を行う場合は記載する。**

■他法令の見込みの確認状況

※許認可等が必要かどうかの確認及び許認可等の見込みの確認

・都市計画法に基づく開発行為の許可の見込み（○月○日、市都市政策課○○氏に許可見込みがあることを確認済み）

・開発行為がある場合、工区管理排水路使用承諾書の要否の確認（○月○日、市農業振興課農業施設係○○氏に承諾書が必要・不要であることを確認済み）

・農地法に基づく農地転用許可の見込み（○月○日、市農業委員会○○氏に許可見込みがあることを確認済み）

・特定都市河川浸水被害対策法に基づく許可見込み（○月○日、県河川担当課○○氏に許可見込みがあることを確認済み）

・大府市総合排水計画指針に基づく指導の回答の見込み（○月○日、市水緑公園課○○氏に指導対象外であることを確認済み）

・土地改良区工区内（５．農業生産基盤整備事業の実施がある場合）の農地を除外する場合の確認・

調整（○月○日、市農業振興課農業施設係○○氏に工区内・工区外であることを確認済み）

・その他、事業実施に伴い関連する他法令の見込み

（文化財保護法等。○○についての見込み、○月○日、市○○担当課○○に見込み確認済み）

（別紙４）

**４．当該土地の選定理由（例示）**

**(1)選定方針**

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

・・・・することから、下記のとおり用地を検討しました**。**

**(2)現在の場所で用地の利用ができない理由**

　　　①敷地が・・・・・・・・・・・・・・・・・・・のため利用できません。

　　　②また、・・・・・・・・・・・・・しても・・・・・・・のため利用できません。

**(3)他に移った場合の跡地の利用方法**

　　・・・・は老朽化しているため取り壊し、・・・・・・・・に利用します。

　　・・・・は、・・・○年○月から・・・・・・・・・として利用されます。

**(4)他の市街化区域内で候補にした場所が使用できない理由**

　　■○○町○丁目○番（畑　○㎡）　←候補地面積は、当然、申出面積と近いもの。

　　　①・・・・の理由で選定しましたが・・・・のため、使用できないと判断しました。

　　　②仮に・・・・を建設した場合、・・・・のため使用できないと判断しました。

　　　③また、・・・・・・・・のため・・・・が必要で・・・・・と判断しました。

　　■○○町○丁目○番（畑　○㎡）

　　　①・・・の理由で選定しましたが・・・・のため、使用できないと判断しました。

　　　②仮に○○を建設した場合、・・・・のため使用できないと判断しました。

　　　③また、・・・・・した場合、・・・・が懸念されました。

**(5)他の市街化調整区域の白地（農振白地）で候補にした場所が使用できない理由**

　　■○○町○丁目○番（畑　○㎡）　←候補地面積は、当然、申出面積と近いもの。

　　　①・・・の理由で選定しましたが・・・・のため、使用できないと判断しました。

　　　②仮に○○を建設した場合、・・・・のため使用できないと判断しました。

　　　③また、・・・・・した場合、・・・・が懸念されました。

　　■○○町○丁目○番（畑　○㎡）

　　　①・・・の理由で選定しましたが・・・・のため、使用できないと判断しました。

　　　②仮に○○を建設した場合、・・・・のため使用できないと判断しました。

　　　③また、・・・・・した場合、・・・・が懸念されました。

**(6)当該選定地を候補とした理由**

　　■○○町○丁目○番（畑　○㎡）

　　　①・・・は、・・・・・が良く、・・・・・として優れています。

　　　②・・・・・・・に支障がなく、・・・・・・・・・・・が確保できます。

　　　③・・・・に関して、・・・・・・・・・・・を必要としないため最適です。

（別紙４資料）

自己所有地等の状況

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 番号 | 所　在　地　番 | 地　　目 | 面　積  （㎡） | 市街化 | 農用地区域 | | 該当土地以外で選定できない理由 |
| 外 | 内 |
|  |  |  |  |  |  |  |  |

誓　　　　約　　　　書

大府市長　　　　　　　　殿

　このたび農用地利用計画の変更申出をするに当たり、私は下記の事項を誓約し、責任を持って履行します。もし、これに違反するような事が明らかになった場合は、どのようなご指示にも従います。

記

１　変更申出書に記載したとおり内容（土地利用計画図、建築図等を含む。）を実施し、目的以外には使用しません。

２　変更申出に対する回答がされたら、速やかに転用等の手続きを開始いたします。

３　本事業の実施により、住民生活及び農作物や農業用施設など周辺環境に悪影響を及ぼした場合は、誠意をもってその対応及び損害賠償に応じます。

４　その他、「農業振興地域の整備に関する法律」の規定に反するような行為は致しません。

５　上記１に反した場合、又は農用地利用計画の変更が行われた後１年を過ぎても着手を行わなかった場合については、不要不急にもかかわらず申出を行った、又は計画に具体性・緊急性・確実性がなかったと判断され、職権にて農振農用地に編入されても異議を申しません。

６　変更申出地が土地改良工区内の場合には、別添「土地改良工区内において農振除外する際の遵守事項について」を遵守します。

記

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 申出地 | 土地所有者 | 地目 | 面積 | 変更内容 |
|  |  |  | ㎡ |  |
| 合　計 | | | ㎡ |  |

　　　年　　　月　　　日

（申　出　者）

住　所

氏　名

土地所有者・使用収益権者の同意書

○申　出　地

　　大府市　　　　　町　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　他　　　　　筆

　　　田・畑　　　　　　　　　　　㎡

○申　出　者

　　住　所

　　氏　名

○農用地利用計画変更の目的

|  |
| --- |
| 上記のとおり農用地利用計画を変更することに同意します。  なお、農用地利用変更申出書に記載したとおり内容（土地利用計画図、建築図等を含む。）どおりに変更しない場合、農用地利用計画の変更が行われた後１年を過ぎても着手を行わなかった場合については、不要不急にもかかわらず申出を行った、又は計画に具体性・緊急性・確実性が無かったと判断され、職権にて農振農用地に編入されても異議を申しません。  　　　年　　　月　　　日  土地所有者・使用収益権者　　住　所  　　　　　　　　　　　　　（署名）氏　名 |

土地改良区工区長の同意書

○申　出　地

　　大府市　　　　　町　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　他　　　　　筆

　　　田・畑　　　　　　　　　　　㎡

○申　出　者

　　住　所

　　氏　名

○農用地利用計画変更の目的

|  |
| --- |
| 上記の農用地利用計画の変更について、別添「土地改良工区内において農振除外する際の遵守事項について」に規定する事項を遵守することを条件に同意します。  　　　年　　　月　　　日  工区名  工区長　住　所  　　　　　　　　　　　　（署名）氏　名 |

注）申出者は、事業計画に係る建物等の配置計画図（排水計画図含む。）、断面図、「土地改良工区内において農振除外する際の遵守事項について」等を添付し、事業内容について十分説明すること。

　　年　　月　　日

大府市長　　　　　　　　殿

○○工区　工区長　○○　○○　殿

申出者　△△株式会社

代表取締役　○○　○○

# 土地改良工区内において農振除外する際の遵守事項について

　当該土地改良工区は、本来、将来にわたり農業を継続するために農業用の基盤整備がなされたもので、このたびやむを得ず工区内の農用地を除外するに当たっては下記事項を遵守します。

記

第１　申出者が開発する敷地内はもとより敷地境界周辺における雨水排水にも配慮し、附近に雨水等が溜らないようにするとともに、地形により法面が残る場合は可能な限り雑草が生えないようＡＳ、張コン、防草シートの設置に努めるとともに、工区等が行う道路、水路等の清掃、草刈り等に協力し、周辺の環境に配慮します。

第２　申出者及びその関係者の車両が当該工区内を通行する際は、農業用として整備された道路であることを認識し、農作業に支障を来たさないよう配慮します。また、道路への乗入れ部分については、強度や構造を十分理解し、路盤や埋設された給排水管等が損傷しないよう申出者の費用負担により改良等を実施し、開発後に市又は工区に対し異議を申し立てないようにします。

第３　工区の組合員が行う工区内における通常の農作業（消毒等含む。）について、申出者は異議を申し立てません。

第４　申出者が建物を建設する場合の配置については、極力附近の農地に影響を与えないよう考慮するものとし、影響を与えると認められる土地の所有者及び耕作者には、事前に建設計画を十分説明し、その対策を講じたうえで承諾を得ます。

第５　申出者所有の建物及び申出者、申出者の社員又はその関係者の行為によって当該工区内の農作物及び土地に被害が生じた場合は、申出者の責任において解決し被害額を補償します。また、その被害について申出者の責任が不明の場合は、申出者の責任と負担により原因究明を行います。

第６　申出者は、農振除外後の使用に当たり工区の組合員の農作業及び日常生活に支障を来たす行為は行わず、組合員からの要望及び苦情については、申出者の責任により全て解決するようにします。

第７　申出者において、農業用水の立ち上げ等、農業用排水施設の廃止や布設替を行う場合は、その構造や位置について、工区長の指示に従い行います。

第８　この遵守事項に疑義が生じた場合及びこの遵守事項に定めのない事項については、その都度、市、工区及び申出者で協議するものとします。

隣接農地所有者（耕作者）の同意書

○申　出　地

　　大府市　　　　　町　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　他　　　　　筆

　　　田・畑　　　　　　　　　　　㎡

○申　出　者

　　住　所

　　氏　名

○農用地利用計画変更の目的

上記のとおり農用地利用計画を変更することに同意します。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 隣　接　農　地　の　所　在 | 所　有　者　（耕　作　者） | |
| 住　　　　所 | 氏　名（署名） |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |